

平成28年12月 井手町

12月定例会会議録

井手町議会

平成 2 8 年 1 2 月 井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（1 2 月 8 日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	6
一般質問	7
谷田利一議員	7
1 合葬墓について	
2 「ふるさと納税」拡充について	
3 住宅耐震改修助成について	
岩田 剛議員	1 0
1 若年者世帯向け町営住宅の建設について	
岡田久雄議員	1 3
1 子育て支援の拡充、高校生までの医療費無料化について	
2 運転免許証の自主返納制度について	
西島寛道議員	1 5
1 学校給食における食物アレルギーについて	
木村武壽議員	1 8
1 多賀地区の公営住宅について	
2 いでの里の診療所について	
中坊 陽議員	2 0
1 若者の政治参加について	
2 京都府南部の防災拠点について	
谷田 操議員	2 2
1 避難所の整備について	

2 介護保険総合事業への移行について

3 高齢者の交通安全について

報告第 9 号	専決処分の報告について……………	3 1
報告第 10 号	専決処分の報告について……………	3 1
議案第 46 号	平成 27 年度井手町一般会計、特別会計「国民健康 保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保 険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件……………	3 1
議案第 47 号	平成 27 年度井手町水道事業会計決算認定の件……………	3 1
議案第 48 号	平成 27 年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決 算認定の件……………	3 1
議案第 54 号	平成 28 年度井手町一般会計補正予算（第 4 回）……………	3 9
議案第 55 号	平成 28 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算 （第 3 回）……………	4 6
議案第 56 号	平成 28 年度井手町後期高齢者医療特別会計補正予 算（第 1 回）……………	4 7
議案第 57 号	平成 28 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 2 回）……………	4 8
散会……………		4 8
署名議員……………		4 9

第 2 号（12月16日）

応招・不応招議員	5 1
出席・欠席議員	5 1
出席事務局職員	5 1
出席説明員	5 1
議事日程	5 3
開会	5 4
会議録署名議員の指名	5 4
議案第 5 0 号 井手町税条例等の一部を改正する条例制定の件	5 4
議案第 5 1 号 井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件	6 2
議案第 5 2 号 井手町地区計画区域内における建築物の制限に関する	

	る条例の一部を改正する条例制定の件	6 2
議案第 5 3 号	京都地方税機構規約の変更について	6 3
議案第 5 8 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改 正する条例制定の件	6 7
議案第 5 9 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制 定の件	6 9
議案第 6 0 号	平成 2 8 年度井手町一般会計補正予算（第 5 回）	7 1
議案第 6 1 号	平成 2 8 年度井手町水道事業会計補正予算（第 2 回）	7 2
議案第 6 2 号	平成 2 8 年度井手町公共下水道事業特別会計補正予 算（第 1 回）	7 4
議案第 6 3 号	財産取得について同意を求める件	7 4
発議第 4 号	東日本大震災による避難者の住宅支援継続を求める 意見書	7 7
発議第 5 号	年金カット法の撤回を求める意見書	7 9
	閉会中の継続調査の申し出について	8 0
	閉会	8 1
	署名議員	8 2

第 1 号（平成 2 8 年 1 2 月 8 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

平成 28 年 12 月井手町議会（定例会）会議録（第 1 号）

招集年月日

平成 28 年 12 月 8 日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成 28 年 12 月 8 日午前 10 時 00 分 議長 丸山久志

閉会 平成 28 年 12 月 8 日午後 2 時 02 分 議長 丸山久志

応招議員

1 番	谷田	利一	2 番	西島	寛道
3 番	岡田	久雄	4 番	岩田	剛
5 番	古川	昭義	6 番	村田	忠文
7 番	丸山	久志	8 番	中坊	陽
9 番	谷田	操	10 番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1 番	谷田	利一	2 番	西島	寛道
3 番	岡田	久雄	4 番	岩田	剛
5 番	古川	昭義	6 番	村田	忠文
7 番	丸山	久志	8 番	中坊	陽
9 番	谷田	操	10 番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

4 番 岩田 剛 8 番 中坊 陽 9 番 谷田 操

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	奥山 英高	議会書記	中谷 誠
議会書記	西島 豊広	議会書記	平間 克則

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	中谷 浩三
----	-------	-----	-------

教 育 長 松 田 定

理事兼地域創生推進室長事務取扱 後 藤 崇 文

理事兼建設課長事務取扱 中 村 秀 一

教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼
学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務 中 島 一 也

税 務 課 長 乾 浩 朗

住 民 福 祉 課 長 中 坊 玲 子

保健センター所長・
地域包括支援センター所長兼務 小 笠 原 温 美

産 業 環 境 課 長 菱 本 嘉 昭

同和・人権政策課長 野 田 昌 司

社 会 教 育 課 長 ・
図 書 館 長 兼 務 高 江 裕 之

理事兼総務課長事務取扱 脇 本 和 弘

理事兼保健医療課長事務取扱 小 川 淳 一

理事兼上下水道課長事務取扱 松 山 正 伸

企 画 財 政 課 長 花 木 秀 章

会計管理者・会計課長兼務 光 田 恵 理

高 齢 福 祉 課 長 寺 井 佳 孝

建 設 課 参 事 古 川 篤

上 下 水 道 課 参 事 森 田 肇

いづみ人権交流センター所長・
いづみ児童館長兼務 木 村 坂 次

学校給食センター所長 藤 崎 裕 司

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成 2 8 年 1 2 月 井 手 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 〔 第 1 号 〕

平成 2 8 年 1 2 月 8 日（木）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第 9 号 専決処分の報告について
- 第 6 報告第 10 号 専決処分の報告について
- 第 7 議案第 46 号 平成 2 7 年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件
- 第 8 議案第 47 号 平成 2 7 年度井手町水道事業会計決算認定の件
- 第 9 議案第 48 号 平成 2 7 年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 10 議案第 54 号 平成 2 8 年度井手町一般会計補正予算（第 4 回）
- 第 11 議案第 55 号 平成 2 8 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）
- 第 12 議案第 56 号 平成 2 8 年度井手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 13 議案第 57 号 平成 2 8 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 2 回）

議事の経過

議長（丸山久志） 皆さん、おはようございます。早朝よりご参集、ご苦労
さんでございます。

平成２８年１２月定例会を開会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、年末を控え、公私極めてご多用のところ、ご出席を賜り厚
くお礼を申し上げます。

さて、本日、汐見町長より１２月定例議会を招集されました。各議案につ
きまして慎重にご審議をいただきますとともに、理事者各位につきましては
適正かつ明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と負託に応えられますよ
う期待します。

寒さもますます厳しくなっておりますが、議員並びに理事者をはじめ関係
各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、ますますご健勝にてご
精励賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は１０名であります。定足数に達しておりますので、
平成２８年１２月井手町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、４番、岩田 剛
議員、８番、中坊 陽議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いい
たします。

日程第２、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から１２月２２日までの１５日間に
したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から１２
月２２日までの１５日間に決定いたしました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件３件、規約の変更
１件、平成２８年度補正予算４件、専決処分の報告２件、並びに一般質問は
７名であります。

なお、本日の会議は、皆さんのお手元に配付してあります議事日程のとお

りであります。

それでは、審議を行います前に、今期定例会に町長より挨拶をいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに１２月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年の瀬を控え、何かとご多用の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて、９月から１１月ごろまでの３カ月間は、文化祭など行事が集中しておりまして、住民の方々の声を聞くことのできる大切な時期でもあります。私もこの間、多くの住民の方々と接し、貴重な意見や要望を聞かせていただき、町政への期待の大きさを再認識することができました。また、私の基本姿勢でもあります「まちづくりの主人公は住民である」との考えのもと、町長に就任した翌年の平成８年度から実施しております各種団体との懇談会を１２月中旬に開催する予定をいたしてしておりまして、これら住民からいただいた多くの貴重なご意見やご要望を、今後の町政に十分反映させてまいりたいと考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第５０号、井手町税条例等の一部を改正する条例制定の件ほか、９件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第５０号及び議案第５１号の２件は、いずれも地方税法等の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第５２号は、府立特別支援学校建設予定地であります井手大塚地区の地区計画を新たに定めたことに伴い、当該計画区域内における建築物を制限するための条例の一部改正であります。

議案第５３号は、新たに軽自動車税の申告書受付事務等が追加されることに伴う京都地方税機構規約の変更であります。

議案第５４号は、平成２８年度一般会計の補正でありまして、補正総額は１億８，５６１万３，０００円の増で、補正後の一般会計予算は４５億５，２９７万７，０００円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係では、各特別会計への繰出金に４０万円、社会保障・税番号制度に対応するためのシステム改修に２７８万１，０００円それぞれ計上いたしております。

次に民生関係では、民生児童委員の増員等に伴う活動費の補助に５万９，０００円、消費税の引き上げによる影響を緩和するため支給する臨時福祉給付金に２，９９０万１，０００円それぞれ計上いたしますとともに、事業の精算等による返還金等に２１４万６，０００円計上いたしております。

次に商工関係では、お茶の京都ターゲットイヤーに向けたまちづくりセンターの陶芸用窯の更新等に２５０万円計上いたしております。

次に土木関係では、京都府立特別支援学校のアクセス道路となる町道２９号線道路改良に３，０００万円、町道３号線道路改良に１億１，６６６万円それぞれ計上いたしております。

以上が歳出予算の主なものでありまして、その財源といたしましては、国・府支出金１億２，１２７万円、繰越金５７４万３，０００円、町債５，８６０万円計上いたしております。

議案第５５号から議案第５７号までの３件は、いずれも平成２８年度特別会計の補正でありまして、それぞれ所要額を計上いたしております。

報告第９号及び報告第１０号の２件は、いずれも専決処分の報告でありまして、地方自治法の規定によりまして、処分を行ったときには、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないとなっておりますので、あわせて提出いたしております。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては、各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（丸山久志） 次に、日程第３、諸般の報告を行います。

閉会中の議会活動について報告します。１０月３１日、１１月１日、管外視察研修を行いました。

監査委員から１０月分、１１月分の例月出納検査結果報告及び定期監査結果報告を受理し、写しをお手元に配付しておりますので、ごらんお願いします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は7名であります。発言の順番は受付順にいたします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

谷田利一議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田利一議員。

1番(谷田利一) 通告書に基づきまして、私の方からは大きく3点についてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、大きく1点目、合葬墓についてでございます。

お墓とは、子々孫々が一つの墓石のもとに入り、代々引き継がれていくもの。お盆やお彼岸には、亡くなった人たちの菩提を弔い、供養するためにお墓参りをする。そう思っていたのは、今は昔のことだろうかと思います。

葬送の方法が多様化する今、お墓についての考え方もさまざまに広がり、永代供養墓や合葬墓など、いろんな形が登場しています。「何々家之墓」などと墓石に刻まれた従来のお墓は、祭祀財産として代々の継承を前提としています。これまでは、家を継ぐ長男が継承することが慣習化していましたが、少子化や家に対する帰属意識が薄れる中、親族間での継承も難しい場合もふえてきました。単身者や子供のいない夫婦をはじめ、子供がいる場合でも、遠くに住んでいたり、嫁いだ娘にお墓のことで面倒をかけたくないという人も少なくありません。本町でも無縁墓も、また墓じまいも多くなってきました。

こうした背景を受け、最近ふえてきたのが、継承を必要としない新しい形のお墓です。例えば、お寺や霊園などがそれぞれ決めた期間は管理、供養を行ってくれる永代供養墓がそうです。永代供養墓は骨箱を安置する納骨室の上に石碑や供養塔などを建てたものが多いですが、その規模やタイプはさまざまです。また、見た目の形からも、納骨室と呼ばれるものがあります。

このうち、納骨室を共同で使用するものを合葬墓、合祀墓などと呼びますが、血縁を超えた人たちと一緒に入るお墓として関心が高まっています。も

ちろん、合葬墓に夫婦や家族で入ることも可能です。合葬墓地は、多くの方々の焼骨を一つのモニュメントの地下に共同して埋蔵する墓地のことです。

ある近隣の市町でお墓の募集をされたところ、特に若い世代では、今までの個人墓よりも合葬墓を希望される方が圧倒的に多かったように聞いています。このような時代の流れから、本町の墓地の一角に合葬墓を考えるときに来ているのではないかと思います、考えをお伺いいたします。

大きく2点目、ふるさと納税拡充についてですが、ふるさと納税制度は、平成26年9月定例議会で、周知方法などとあわせて記念品贈呈を検討するということでしたが、他の自治体に負けないように知名度をアップし、多くの方に自然と文化などの地域資源豊かな本町を応援していただけるようにしていくことが必要であると思います。

そこで、次のことをお伺いいたします。

その後、今日までの周知方法、記念品贈呈の検討についての取り組みについて、概要をお伺いいたします。

二つ目に、今後のさらなる取り組みについてお伺いいたします。

大きく3点目、住宅耐震改修助成についてでございます。

本町において、平成18年に木造住宅耐震診断士派遣事業、平成20年から、建物の耐震診断、耐震改修を積極的に進めるため、木造住宅の耐震診断及び耐震改修費用の一部を助成する住宅耐震改修助成事業の取り組みが始められました。

そこで、次のことをお伺いします。

一つ目、町内には該当する建物は何棟あるのでしょうか。

二つ目、耐震診断を受けた年度別件数はどれぐらいでしょうか。

三つ目、耐震改修を受けた年度別件数をお聞きします。

四つ目、京都府が本年、住宅全体を耐震化するよりも安価で済む耐震シェルター助成が制度化されました。近隣市町では取り組みをされているところもありますが、本町の今後の取り組みについてのお考えをお伺いいたします。

以上、よろしくお願いします。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 谷田利一議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の合葬墓についてであります。井手町では墓地の管理につきましては、井手地区が町、多賀地区が多賀財産区が管理しており、使用許可された墓地区画についての維持管理につきましては、条例及び使用規定に基づき所有者にて行っていただいております。また使用権については、相続人が継承するほか、これを他人に譲渡し又は貸与することができないといたしております。

昨今では、議員がおっしゃるように、全国的には核家族化や少子高齢化が進み、墓の管理が困難な状況も出てきたり、都市部での墓地区画の確保が困難であるなどの問題もあり、その対策として合葬墓や永代供養墓の設置による管理を寺院などで始めておられることもお聞きしております。

しかし、本町では幸いなことに、井手地区、多賀地区とも新規の墓地区画の確保もできている状態であることから、現在のところ、合葬墓の整備については考えておりません。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 2 点目のふるさと納税拡充についてであります。ふるさと納税につきましては、井手町ふるさと応援基金記念品贈呈事業といたしまして、平成 28 年 8 月から、ふるさと納税をいただいた方への返礼品贈呈を開始いたしました。また、その周知方法につきましては、町のホームページで紹介しているほか、ふるさと納税の返礼品に関する全国的なポータルサイト「ふるさとチョイス」にも登録をし、周知を図るとともに、インターネット上からもふるさと納税が申し込めるようにいたしております。

現在は、町の特産品などを詰め合わせた井手町商工会の「井手のうまいもんセット」を返礼品といたしております。今後とも商工会などとも連携しながら、充実を図ってまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 3 点目の住宅耐震助成についてであります。一つ目の町内の該当する建物数につきましては、昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅で平成 28 年 1 月 1 日現在の井手町家屋固定資産税台帳に基づき算出したところ、1, 214 棟であります。

二つ目の耐震診断を受けた年度別件数につきましては、制度が始まりまし

た平成１８年度１０件、平成１９年度７件、平成２０年度ゼロ件、平成２１年度２件、平成２２年度１件、平成２３年度４件、平成２４年度１件、平成２５年度１件、平成２６年度１件、平成２７年度ゼロ、平成２８年１１月現在３件の合計３０件であります。

三つ目の耐震改修を受けた年度別件数につきましては、平成２０年度から制度が始まり、平成２０年から２２年度はゼロ件、平成２３年度１件、平成２４年度２件、平成２５、２６年度はゼロ件、平成２７年度１件、平成２８年１１月現在２件の合計６件であります。

四つ目の耐震シェルター助成につきましては、今年度に井手町建築物耐震改修促進計画を改正する予定でありますので、あわせて検討したいと考えております。

いずれにしましても、近年、南海トラフ地震がいつ起こってもおかしくな
いと言われていることから、町内の非耐震建築物の耐震診断や耐震改修など
の必要性や費用の助成制度について、引き続き住民の皆様に広報や、各区の
協力を得ながら京都府と連携し出前講座の開催を行うなどにより周知を図り、
利用の促進に努め、より安全なまちづくりを進めてまいりたいと考えており
ます。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

次に、岩田 剛議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 岩田 剛議員。

４番（岩田 剛） ４番、岩田です。既に通告しております１件につきまして、質問をさせていただきます。

若年者世帯向けの町営住宅の建設についてであります。

本町の人口は、減少は、平成２５年に４５人、２６年は９７人、２７年には１０５人減少しておりますが、２８年になって１１カ月間で１４８人、年を追うごとに減少幅が大きくなってきております。

今、本町にとって一番の重要課題は、若者の町外への転出に伴う住民の減少と高齢化の進展であります。平成２５年の転出者が２２９人なのですが、このうち３０歳未満の人数を勘定しますと１０２名、２６年は２４０人中１１３人、２７年は２７６人中１４５人というふうに、転出者のうち３０歳未満の人が４０％を超え、２７年については５２．５％ということで、非常に

大きくなっておりまして、この人口減少に拍車がかかっている状況であります。この若者の町外への転出を食い止めるためには、若者が町に魅力を感じる施策を継続的に打つ必要があるんじゃないかというふうに思います。

町は山手幹線道路のルートが決まれば、住宅地の開発を進めるという方針のようでありますけれども、山手幹線ルートの決定を待っている時間的な余裕はないんじゃないかというふうに思います。今、町として危機意識を持って、転出者の町外への転出理由を具体的に把握し、若年者人口増加に結びつく諸施策を逐次実施していく必要があるのではないかというふうに思います。

現在、多賀地区にあります町営住宅は老朽化が進んでおりまして、入居者が少なくなっているように思います。11月末現在の多賀地区にある2カ所の町営住宅の戸数と入居者数について教えていただきたいと思います。それと、この町営住宅の築後年数ですね、何年経過しているのか。

私は、他市町からの若年者世帯の移住を促進するため、町営住宅を若年者世帯向けの住宅として建てかえてはどうかと思いますけれども、本件に関する町長のご見解をお伺いしたいと思います。

現在、多賀地区では工業団地の造成が進んでおりまして、また、多くの従業員が働く食品製造業も進出しております。この好機を捉え、進出企業の従業員を本町に移住してもらうためにも、住宅地の供給は大切であり、その中でも特に町営住宅の供給は有効ではないかと思いますが、どうでしょうか。ご見解をお伺いしたいと思います。

以上でございます。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

若年者世帯向け町営住宅の建設についてであります。議員ご指摘のとおり本町の人口は年々減少しており、町の最も大きな課題は、これまでからも申し上げており、人口減少をいかに食い止めるかであります。

そのためには、利便性向上のためのJR奈良線の全線複線化と、雇用創出のための白坂開発、そして住宅地をはじめ開発適地拡大のための宇治木津線道路の新設であり、この三つを実現することが最も重要で、いずれの施策も着実に進んでいるものと考えております。

さて、ご質問の平成２８年１１月末現在の多賀地区２カ所の町営住宅の戸数は１０戸であり、入居者数は４世帯７名であります。また、建築後の経過年数はどちらの住宅も６１年であります。

次に、町営住宅を若年世帯向けの住宅として建てかえてはどうかにつきましては、老朽化などの課題もあり、多賀地区の町営住宅は建てかえる必要があると考えておりますが、まずは現在入居されている方を優先して、それ以外の方は公営住宅法の基準に基づいて入居してもらう必要がありますので、若年世帯向けに限定することは難しいと考えております。

また、本町で若年者の定住ニーズについて調査したところ、個別に旧コミュニティに入るのではなく、同年代が集団を形成する宅地や住居を望むとのことでありましたので、そのことから宇治木津線のルートが決定され、その沿線に一定規模の住宅適地を選定し、若年者の定住促進に結びつける必要があると考えております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 岩田 剛議員。

４番（岩田 剛） 今転出されている方の転出理由というのは、どこで把握できているのでしょうか。詳しく把握していただけたらというふうに思います。本音と建前があると思いますので、その本音の部分を何とか聞いていただけるような、そういう仕組みをつくっていただきたい。

それと、若年者向けの住宅ということですが、町営住宅の中で、年齢、特に３０歳未満の方については特に家賃を優遇するとかね、何かそういうふうな施策というのは打てないんですかね。一般の人よりも安く入れますよ、あるいは、若い人たちが非常に住みやすいような住宅の構造にしていますよというふうなことも考えていただけたらどうかなというふうに思います。

それと、一戸建てじゃなしに集合住宅的に、３階か４階までの、少し高さは高くなりますけども、そうしますと、かなり土地が効率的に生かせるんじゃないかというふうに思いますので、その辺を検討いただけたらというふうに思います。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 岩田議員の再度のご質問であります。

今、若者の住宅ニーズにつきまして、昨年、20歳から39歳の女性の方を中心にインタビュー、アンケート等を取りまして、地域創生の計画をつくってきたところであります。その中で、住宅のニーズにつきましては、先ほど建設課長お答えを申し上げましたように、旧村の旧コミュニティーに個別で入るのは、あまりそういうことを望んでいないと。一団の住宅地の中で、同じように転出した方が住めるような住宅開発を町には望むということが書かれておりましたので、その方向で町として検討して住宅地開発を進めなければと考えているところでございます。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

次に、岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 岡田久雄議員。

3番（岡田久雄） 3番、岡田久雄です。事前に通告しておりました次の2点につきまして、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、子育て支援の拡充、高校生までの医療費無料化について質問をいたします。

子育て世帯の経済的負担軽減を図り、より一層、子育て支援を推進するため、これまで対象となっていなかった高校生世代の医療費についても助成する自治体が全国的にふえてきております。

私は3月の定例議会において、本町においても高校生まで医療費無料化をぜひ実現していただきたいと一般質問をさせていただきました。そのときの汐見町長の答弁は、平成27年度の国勢調査において本町の人口は速報値で531人減少していることから、平成28年度の地方交付税は平成27年度の算定基準で試算すると約7,000万円の大幅な減収となる見込みであり、国勢調査人口は交付税算定に今後5年間用いられるとのことでした。そして、教育、福祉は一度実施すれば簡単に後退させることができないことから、平成28年度の財政状況等を見きわめて、今後判断をするとの考えを示されました。

人口減少に伴い交付税等が減少する厳しい財政状況の中ではありますが、さらに子育て支援策を強化する観点から、再度、高校生までの医療費無料化について本町の考えをお聞きいたします。

次に、運転免許証の自主返納制度について質問いたします。

運転免許証の自主返納制度の背景として、西暦２０６０年には、２．５人に１人が６５歳以上、４人に１人が７５歳以上となる社会が到来すると言われている中、高齢運転者数が年々増加しており、全事故に占める高齢ドライバーによる事故の割合が、平成１６年から平成２５年までの１０年間で約２倍に増加していることなどが挙げられます。

最近も、８０歳代の高齢ドライバーによる死亡事故が半月で３件も続いている発生しています。加害者のうち１人は認知症が疑われているなど、高齢ドライバーによる重大事故が今も全国的に相次いでいます。

こうした現状の中、運転免許証の自主返納された方に対して、さまざまな支援を実施する自治体が全国的にふえてきています。

そこで、次のことについてお聞きいたします。

１、自主返納制度とは、どのような制度なのか。

２、自主返納した場合、運転免許証にかわる何か身分証明のようなものが交付されるのか。

３、京都府内で運転免許証の自主返納支援策を実施している市町村はどれくらいあるのか。また、どのような支援をされているのか。

４、本町での運転免許証の自主返納支援策の実施の考えについてお聞きします。

５、本町においても、行政と警察が連携し、高齢ドライバーへの安全運転への呼びかけ等の啓発活動が大変重要になってくると思いますが、本町の考えをお聞きいたします。

以上であります。よろしくお願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは１点目のご質問にお答えいたします。

過日の決算特別委員会の閉会の挨拶でも述べましたように、人口の減少は地方交付税や個人住民税などの減収につながり、町財政に大きな影響が生じてきております。しかも、人口の減少は今も続いており、今後さらに影響が増すものと思っております。

しかし、人口の減少対策や子育て支援の充実の本町にとりましても大変重要な課題でありますので、平成２９年度より高校卒業までの医療費無料化を

実施してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 2点目の運転免許証の自主返納制度についてであります
が、一つ目の自主返納制度とはどのような制度なのかにつきましては、平成
10年の道路交通法改正により、加齢に伴う身体機能や判断力の低下が原因
で運転に不安を感じる方などが、自主的に運転免許証の取り消しを申請する
ことができる制度であります。

二つ目の、自主返納した場合、免許証にかわるものが交付されるのかにつ
きましては、運転免許証を返納した場合、運転経歴証明書を警察に申請する
ことで、申請者の住所、氏名、生年月日などが表示された運転免許証と同じ
サイズのカードが交付されます。

三つ目の、京都府内の自主返納支援策を実施している市町村とその支援内
容につきましては、府内13市町で実施されており、主な支援内容は、ギフ
ト券やタクシーチケット、地元の鉄道や民間バス等の乗車券の交付などであ
ります。

四つ目の本町での自主返納支援策の実施の考えにつきましては、本町とし
ての自主返納支援策を検討すべく、平成22年9月の井手町交通対策協議会
にてご意見を伺ったところ、地域住民の方々が車等を移動手段として利用さ
れている状況から、もう少し様子を見てはどうかというご意見から現在に至
っておりますが、今後、改めて井手町交通対策協議会にご意見を伺ってまい
りたいと考えております。

五つ目の高齢者ドライバーへの安全運転の啓発活動の考えにつきましては、
昨今、高齢者ドライバーの交通事故が多く発生していることから、高齢者の
安全運転への効果的な啓発について、警察と連携しながら取り組んでまい
りたいと考えております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

次に、西島寛道議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 西島寛道議員。

2番（西島寛道） 2番、西島寛道。事前通告に基づき、学校給食における
食物アレルギーについて質問させていただきます。

日本の学校給食制度は、世界にも例がないすぐれた食育の現場だとお聞きます。学校給食は単なる給食ではなく、健康維持はもちろんのことですが、給食を通じて食に関する正しい知識や食習慣やマナーを身につけ、自然の恵みと給食をつくってくれた人々に感謝する心や食文化についての理解を深めるなど、給食を通じて子供たちは食育を学んでいます。

本町の小・中学校では、昭和42年からいち早く学校給食制度が取り入れられました。そして、昭和49年からは給食費援助が始まり、多くの保護者から大変喜ばれてきているとお聞きます。

しかし近年、生活環境や食生活の変化に伴い、食物アレルギー症状のある児童・生徒の割合が増加し、みんなと同じ給食を食べられない子供たちがいます。中でも、多種の食物に反応するケースや、ごくわずかな摂取でも強い症状を引き起こすケースなどがふえつつあるとお聞きます。

去る10月3日の井手町学校給食センター運営報告会及び試食会には、町長をはじめ議長、副議長、そして私が総務文教常任委員長として出席し、学校給食に関して多くの説明を教育委員会から聞かせていただきました。その報告会の中で町長から、食物アレルギーのある児童・生徒に特別メニューを提供することはできないのかというお話が出されましたが、教育委員会は、微量な摂取でアナフィラキシーショックを発症するような重篤な症状の場合があるので、現在の給食センターの設備状況では、食物を完全除去し、安全な給食を提供することは大変難しい面があると回答されていました。

しかし、本町でも食物アレルギーを持つ子供の割合が年々増加傾向にあることや、その保護者の負担、また食育の観点からも、食物アレルギー対応の特別メニューの実施はこの先必要だと考えられますが、今後どのように検討されていくのか、教育長のお考えをお伺いします。

また、食物アレルギーを持つ児童・生徒に対して、本町では現在どのような対応をされているのか、取り組み状況もあわせてお伺いします。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 汐見町長。

町長（汐見明男） 詳細につきましては教育長から答弁してもらいますが、10月3日に開催されました井手町学校給食センター運営報告会及び試食会において、私の方から述べたことでもありますので、また本町の施設にかかわることでもありますので、私からお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、本町においては昭和４２年に学校給食センターを建設し、小・中学校３校とも給食を開始するとともに、昭和４９年以来、４０年以上にわたって保護者負担軽減施策として給食援助を続けているところであります。

今日、子供たちの食生活や食習慣をめぐり、栄養バランスの問題をはじめとして、さまざまな課題が指摘されている中、学校給食の果たすべき役割はますます大きくなっているのではないかと考えております。

食物アレルギーのある児童・生徒への対応につきましては、教育委員会から、対象児童・生徒個々の状況を十分把握し、家庭と緊密に連携して取り組んでいるとの報告を受けておりましたが、苦勞されているご家族の話を聞くにつけ、行政としても、もっとできることはないかと考えておりました。

そこで、過日の学校給食センター運営報告会で状況を聞き、別に調理のできる部屋を設けることで、これまで以上の対応ができるのではないかと考え、実施に向けて検討するよう指示してきたところであります。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 松田教育長。

教育長（松田 定） 学校給食における食物アレルギーへの対応についてありますが、現在、町内の３小・中学校で１１名の児童・生徒に対しまして、毎月、保護者に、使用食材を明確にした献立表と加工食品の原材料、配合割合を示した表を配布しております。

これによりまして、あらかじめ児童・生徒自身の手でアレルギーの原因となる食品を除いて食べる日や、弁当を持参する日を明示していただいております。その内容を日々、管理職、担任、養護教諭、栄養教諭が共通理解して、預かった弁当の保管と提供、並びに原因食品の除去が確実にできるよう、注意を払いながら対応しているところでございます。

文部科学省が示している食物アレルギー対応指針によりますと、保護者に詳細な献立表を配布して対応するレベル１から、これに弁当持参を加えるレベル２、そして、除去食対応と申しまして、センター等が原因となる食品を給食から除いて提供するレベル３、さらに、代替食対応と言われておりますが、除去した食品のかわりに別の食品を入れて調理するレベル４までの４段階がございまして、したがって、現在、本町はレベル２の対応となっておりますが、先ほど町長からご指示のあったことが実現できれば、最高の第４段階

である代替食対応が可能となるものと思っております。

今後、実施に向けまして、現在の施設をどのように改修していく必要があるのか、また、こういった手順で調理を進め、対象の児童・生徒へ提供していくのか。そのチェックするシステムを含めて、十分検討していきたいと考えております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 西島寛道議員。

2 番（西島寛道） 別の調理の部屋を設けるよう検討していただけるということで、本当にありがとうございます。アレルギー対応給食がないという理由で町外の学校を検討されているというお話もお聞きしますので、一日も早くそういう対応給食の実施をしていただけますようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

議長（丸山久志） 次に、木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 木村武壽議員。

10 番（木村武壽） 10 番、木村武壽です。いつもありがとうございます。通告に基づきまして一般質問をいたします。1 点目は、多賀地区の公営住宅についてであります。2 点目は、いでの里の診療所についてであります。

1 点目の多賀地区の公営住宅についてであります。この10月31日に真庭市、11月1日には太子町へ議員研修で勉強してまいりました。既に議長から報告を受けておられると思いますが、真庭市ではバイオ発電とCLT利用の木造建築を、太子町では、規模は違いますが、議場を中心に新庁舎建設から1年目という取り組みを見てまいりました。

驚きましたのは、太子町の役場の受付風景でございます。広いフロアの中、机と職員の顔がはっきりと見えておりました。机の上にはパソコンと作業中のファイルだけで、ほかは何も置いてなく、きれいに片づいておりました。職員の顔が見えるということは、健康チェックができるということだと思っております。

また、庁舎外も、夜遅くまで利用できるオープンスペースがありまして、自由に利用できる場所もあり、通路として利用しているところに犬・猫等のふん公害を聞いたところ、職員が片づけ、いろんな課で話し合う中で利用制

限等をしていないとのことでございました。

そのほかにも、さまざまなことを勉強することができました。次にそういうふうなところへ行く機会がありましたら、次の世代を担う若い職員の同行を数名お願いしたいと考えております。

本町では、いきいきとした魅力あふれるまちづくりを目指して、町の人々が一体となって積極的に活動されております。しかしながら、少しずつですが、人口の減少を食いとめることができないのが現状でございます。本町では人口減少を食いとめるために、ＪＲ奈良線複線化事業、工業団地の誘致、宇治木津線の早期実現等々、さまざまな事業を取り組んでおられることに感謝を申し上げたいと思います。

今度も、多賀地区に優良企業が動き始めると聞いております。社宅等の施設を併用されると非常にありがたいですが、それよりも若者が住める公営住宅等の建設を考えてみてはいかがでしょうかでございますか。

１点目としまして、人口減少を食いとめるための方策として住宅建設も必要と思いますが、いかがでございますか。

次に、多賀地区にある公営住宅のこれまでの経過と現状をお尋ねいたします。

次に、いでの里の診療所についてでございます。これは住民要望として発言したいと思います。

町長は町の将来像として、住んでみたい、住み続けたい、老いも若きも生き生きと安心して暮らせるやすらぎを実感できるまち、すなわち終の棲家を目指しておられると思います。

しかし、終の棲家を求めるならば、例えば、いでの里に入所している人が軽い病気になっても病院へ運ばれ、本町から離れることになると思います。それを防ぐには、いでの里に看護婦さん等が数人詰められる診療所でもできれば解消できると思いますが、いかがでございますか。

本町から１０分から２０分ほどで行ける大きな病院が五つほどあるのは承知しております。相手の決めることですが、診療所ができれば助かる人が多くいると思いますが、いかがでございますか。

以上です。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 木村議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の多賀地区の公営住宅についてであります。ご質問の一つ目、二つ目とも岩田議員のご質問にお答えしたとおりでありますので、ご理解賜りたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 2 点目のいでの里の診療所についてですが、いでの里に看護師等が数人詰める診療所につきましては、指定介護老人福祉施設の基準において、医務室、いわゆる診療所を設けなければならないとなっております。したがって、既にいでの里では診療所があり、3 名の看護師が常駐し、週 3 回医師が診察に来ていと伺っております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

この際、暫時休憩します。1 1 時 5 分より再開いたします。

休憩 午前 1 0 時 5 5 分

再開 午前 1 1 時 0 5 分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開いたします。

中坊 陽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中坊 陽議員。

8 番（中坊 陽） 8 番、中坊 陽です。事前通告しております 2 点について伺いたいと思います。

1 点目として、若者の政治参加についてであります。

昨年 6 月、改正公職選挙法が成立し、選挙権年齢が 2 0 歳以上から 1 8 歳以上に引き下げられました。全国で約 2 4 0 万人が新たに有権者となり、人口全体の 2 % に当たると推計されています。選挙権を持つことで政治や行政に若者が関心を寄せてくれることを期待しています。

本町では、ことし 7 月投票の参議院議員選挙から取り入れられましたが、1 8 歳、1 9 歳、2 0 歳代の本町での投票率をお聞きします。また、今後の若者への啓発方法についてお聞きします。

次に、町長は日ごろから住民との対話に各種団体との懇談会を定期的に開催されていますが、高校生や大学生、2 0 歳代との懇談会に取り組まれている

ますか。また、どのように考えておられますか、お聞きします。

2 番目として、京都府南部の防災拠点についてお伺いします。

京都府南部では、近年、甚大な地震災害は発生していませんが、宇治川断層や木津川断層、黄檗断層など、複雑な活断層が数多く走り、南海トラフ地震の発生時には大きな影響を受ける可能性があります。備えは大切です。

そこで、以前にも提案して、府や国の意向を調査するとの答弁でした、京都府南部の中心である本町の立地条件を生かした防災拠点建設誘致についての考えをお聞きします。よろしくお願いします。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 中坊議員のご質問にお答えいたします。

まず、本年7月執行の参議院議員通常選挙での投票率につきましては、18歳、53.93%、19歳、40.22%、20歳、51.52%でありました。

また、今後の若者への啓発活動につきましては、これまで同様に、各選挙においてホームページやビラなどの配布をはじめ、投票率の低い地域には広報車により重点的に広報活動を実施しながら周知してまいりたいと考えております。

次に、高校生や大学生、20歳代との懇談会につきましては、商工会青年部や子育てサークルなどとの懇談会や、総合計画策定時の住民アンケートをはじめ、地域創生計画策定時のアンケートやインタビューを通して、また、JR玉水駅駅舎デザイン等構想のワークショップや山城多賀駅エレベーター設置に伴う外壁の色の選定など、可能な限りご意見を聞きながら町政に反映しているところであります。

いずれにいたしましても、今後も「まちづくりの主人公は住民」との認識のもと、住民参画によるまちづくりを積極的に進めてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 2点目の京都府南部の防災拠点についてであります、平成27年9月の一般質問におきまして、国や京都府が京都府南部地域に防災センターが必要とされているかどうかを見きわめた後に、要望するかどうか

かの判断を見きわめてまいりたいとお答えをさせていただいたところであり、その後、国や京都府に確認したところ、そのような計画はないとのことでありました。なお、京都府におかれましては、各振興局が既に防災拠点としての機能をあわせ持っているとのことでもあります。

これからも情報収集に努めながら、動きがあった際には誘致に向けて働きかけをしてまいりたいと考えております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中坊 陽議員。

8 番（中坊 陽） 2 点とも要望にしておきますけども、きょうの議会の初めの挨拶の中で、12 月中旬に町長、住民との懇談会という話がありましたけども、先ほど、いろんな若い層の意見も取り入れているということでしたけども、できたら、今度 20 歳になる成人式の日でも、もし時間がとれば、そういう機会を、代表者とでもいいんですけども、懇談会を持っていればと思います。

それと、防災拠点についてですけども、振興局に現在そういう機能があるということでしたけども、地図上でいくと、やっぱり井手町が一番真ん中にあります。倉庫なり、そういう拠点でもいいので、できれば、そういう話があれば、ぜひ井手町に誘致していただくことを希望して、質問を終わります。

議長（丸山久志） 次に、谷田 操議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） 9 番、谷田 操です。通告に基づいて、3 点にわたって質問をさせていただきます。

まず 1 番目に、避難所の整備についてです。

ことし 6 月に町の災害時避難所の見直しが行われて、それまで 14 カ所だったものを、多賀小学校、有王分校、自然休養村管理センター、玉川保育園、玉泉苑、井手小学校、府立山城勤労者福祉会館、山吹ふれあいセンターの 8 カ所になりました。

井手町地域防災計画には「これらの施設については、災害時に避難所として機能できるよう、安全性の面で再度点検・診断等を行い、必要に応じて施設の補強・改修等を推進する」というふうにありますが見直し後に点検や

診断は行いましたか。補強、改修の計画は持っていますか。

特に多賀小、井手小、自然休養村管理センターについては、ことしも実際に避難所が開設されました。今後も、この3施設に避難所が開設される頻度が高いと思われますので、特に備蓄物資をこの3カ所に常備しておくことや、洋式トイレの増設などの整備が必要ではありませんか。小学校では体育館に避難することになります。体育館に多目的トイレを新設してはどうか、提案をいたします。

また、「一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める」というふうに計画ではなっていますが、指定の見通しはどうなっていますか。

2点目に、介護保険総合事業への移行について伺います。

介護保険制度における要支援者への予防給付のうち、訪問介護、通所介護は全国一律の保険給付から外し、市町村が実施する地域支援事業へ移行することとされており、本町では2017年4月から実施すると既に決めております。現在までの準備状況を伺います。

地域支援事業では、既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど、地域の多様な主体を活用して高齢者を支援することとされ、全ての高齢者を対象とする一般介護予防事業と組み合わせられて、新しく総合事業に改編されることになります。

厚生労働省が示している総合事業のガイドラインでは、多様なニーズに応える多様なサービスを提供すると言いながら、結局は、介護を専門家によらない、基準を緩和したサービスや住民主体のボランティアに置きかえ、認定に至らない高齢者をふやすことで費用の効率化を図るとしており、保険外しと認定の抑制、安上がりのサービスへの流し込みを狙っています。

現在、要支援1・2と認定されサービスを利用している人は、当面はそのまま予防給付を受けられても、更新時や新規相談者は、25項目の簡単な基本チェックリストというものをを用いて利用すべきサービス区分へ振り分けるよう、ガイドラインは指示をしています。

すなわち、介護を受けたいと地域包括支援センターに相談に行けば、これまではほぼ介護認定のための訪問調査を受けられたのに対し、今後は、軽度とみなされると、認定申請なしに簡単なチェックリストに答えるだけで総合

事業の方のサービスを割り振られたり、非該当となったりすることが想定されます。まさにこれが保険外しではありませんか。窓口では、この人は訪問調査する、この人はチェックリストで判断すると、どのような基準で判断することになりますか。

総合事業での訪問型サービスや通所型サービスには、現行相当サービス、また、緩和した基準によるサービスというA型、住民主体による支援のB型、短期集中予防サービスのC型などの類型が設けられることになっています。本町ではどの類型を提供することになりますか。

A型、B型では無資格者がサービスを担うわけで、現行相当サービスと同じ単価設定というわけにはいきません。単価の見通しはどうなっていますか。

国は10月27日、A、B、Cなどの多様なサービスについて適切な単価設定が行われていないという介護事業者からの指摘に基づき、総合事業の円滑な実施についてという通知を出しました。市町村の設定単価が安すぎて、事業者の参入が進んでいないからであります。

月決めの包括単価ではなく1回ごとの単価になるということも、事業者にはリスクです。ただでさえ介護事業者の経営は不安定で、介護従事者の報酬は低く、慢性の人材不足なのに、無資格者を雇ってさらに安いサービスを提供せよといっても無理があります。本町では介護事業者以外のその他のサービス提供者が確保できる見通しはありますか。

当面、本町では現行相当サービスだけの提供としても、国は地域支援事業費の上限を設けています。75歳以上人口の伸びを上回って事業費が伸びれば、これは全て町の持ち出しになってきます。既に破綻が見えている制度となっています。

さらに現在、国は保険料の負担増、利用料に3割負担を導入すること、要介護1・2についても単価やサービスの抑制などを検討していますが、これではますます「保険あって介護なし」という国家的詐欺が進行してしまいます。社会保障費削減の撤回を国に求めるべきだと考えますが、町長の見解を伺います。

3点目に、高齢者の交通安全についてです。

最近、全国的に高齢者ドライバーによる重大事故が相次いでいます。10月28日、横浜市で87歳男性運転の軽トラックが集団登校中の小学生の列に突っ込み、6歳の男児が死亡しました。11月10日には、栃木県の病院

構内で８４歳男性の乗用車がバス停に突っ込み、女性が死亡する、１１月１２日には、東京・立川市のこれも病院構内ですが、８３歳女性が歩行中の男女をはねて、２人とも死亡する、１１月２４日には、福井県おおい町、舞鶴若狭道で７９歳男性が軽トラックで逆走し、大型トラックと正面衝突死するなどの痛ましい死亡事故が続いております。

京都府内でも、全事故に占める高齢ドライバーによる事故の割合は、この１０年間で約２倍に増加しています。

現在は、７５歳以上のドライバーが３年に１度の免許更新時に受けている認知機能検査で、認知症のおそれがあると判定されても、原則として免許は更新できます。しかし、来年３月、改正道路交通法が施行されると、認知症のおそれがあると判定された場合、全員に医師の診断が義務づけられます。認知症と診断されますと、免許の停止や取り消しとなることに変わります。

高齢の運転者による死亡事故が相次いでいることを受け、日本老年精神医学会は１１月１５日、車の安全装置の充実といった具体策を進めるよう国に求める提言を出しました。高齢者の尊厳を守り、生活の質を保障することが改正道交法の実効性を上げるために不可欠だとしています。通学路への車の進入禁止強化や、車の自動ブレーキなどを標準装備にするよう訴えています。運転免許を返納した人らへの支援策として、収入に応じたタクシーやバスの乗車券の支給、地域の実情に合った公共交通機関の整備も求めています。

本町でも高齢化が進み、高齢ドライバーもふえていると思われますが、７５歳以上の運転免許所持者は何人おられますか。近年の町内の運転免許返納者数は何人ですか。町として、通学路などに車が進入しないような対策を強化する考えはありませんか。

府内でも１３市町が、免許証を自主返納した人にギフトカードやバス・タクシー券、ＩＣＯＣＡなどのＩＣカード乗車券などを交付して返納を支援しています。道交法の改正を機会に、町として自主返納者への支援を行う考えはありませんか。

高齢者も歩いて暮らせるまちづくりが今後さらに求められますが、免許返納者に対してのみならず、高齢者や交通弱者の安全な移動の自由を保障する対策について、町の考えを伺います。

以上です。

議長（丸山久志） 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

1点目の避難所の整備についてであります。まず、避難所の見直しにつきましては、大雨や台風などの風水害を想定して、浸水想定区域外である8カ所を指定したものでありまして、点検、診断については、平成19年度の泉ヶ丘中学校体育館の改築をもって、全ての公共施設の耐震診断、耐震補強は既に終了しております。

また、小学校の体育館に多目的トイレを新設することにつきましては、両小学校とも体育館から直接トイレに行けることから、現在のところ考えておりません。

次に、福祉避難所につきましては、災害の内容、被害の状況等に応じ、玉川保育園、玉泉苑、いづみ人権交流センター、賀泉苑、多賀保育園、いづみ保育園を開設することとしております。

次に、3点目の高齢者の安全運転についてであります。まず、田辺警察署に確認しましたところ、井手町だけの75歳以上の運転免許証の所持者についてのデータはないとのことであります。また、本年1月から10月末までの運転免許証の返納者は12名とのことであります。

次に、通学路などに車を進入させない通行規制につきましては、年齢による進入規制をはじめ、幹線道路での進入規制はできないとのことであります。

なお、運転免許証の自主返納の考え方につきましては、先ほど岡田議員にお答えしたとおりであります。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 2点目の介護保険総合事業への移行についてであります。円滑な総合事業への移行を行うため、町長から町の方針案をまとめるよう指示を受け、既に昨年度から井手町介護予防・日常生活支援総合準備会議を起ち上げ、地域包括支援センター、介護保険事業所、社会福祉協議会といった関係機関と現在検討しているところであります。

次に、社会保障費削減の撤回を国に求めるべきにつきましては、既に全国町村会を通じて、社会保障に係る安定財源の確保を国へ要望しております。また、全国町村会をはじめ地方三団体を通じて、「社会保障の充実及び一億総

活躍に向けた財源確保に関する緊急要請」も国に対して行っております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） まず避難所の件ですけれども、実際 3 年前に台風 18 号が来たときに、青谷川の堤が決壊するおそれがあるということで、多賀地区の方に避難勧告が出まして、多賀小学校に 100 人くらいの方が避難されたことがありました。ことは避難された方はわずかだったわけですが、そのときに、やはり車椅子の方のためには保健室をあけていただいたりとか、それから、トイレにお連れするのは、高齢者の方をお連れするのにも、雨降ってませんでしたから、もう完全にやんでたので、多賀小の場合は、グラウンドを挟んだ体育館とは別棟のところに外側のトイレはありますので、そこへ誘導するというのはなかなか大変だったわけです。

今後とも、やっぱり体育館に避難するということは多いと思うんですね。だから、その場所に高齢者の方が多数避難されたときに、やっぱり一番困るのはトイレだと思います。雨が降っていないとは限らないですし、井手小でも同じ建物を伝って行けるとは言いますが、やっぱり体育館の中から行けるトイレがあれば、非常にこれは安全性が高まると思いますので、そこを重点的な避難所とするということで、ぜひこれは検討していただきたいと要望をしておきます。

それと、福祉避難所ですが、福祉避難所は京都府の福祉避難所一覧に、井手町の先ほどおっしゃった施設プラスいづみ人権交流センターも福祉避難所として載っているんです。しかし、これは、いざというときに、じゃ、そこを全部開設できるのか。職員を全部そこへまた派遣して受け入れするというのは、なかなか大変だと思います。それに、高齢者の方が横になれるような施設・設備がないと大変だと思いますので、やっぱりこれは、町内にいでの里がありますので、そちらのほうにぜひ福祉避難所としての受け入れをお願いしてはどうかと、そういう話し合いはなさっていないのか。

今後、支援学校ができますので、支援学校が建設されれば、そちらのほうにも障害者中心にお願いできるかもしれませんが、いでの里に何とか、町内にある施設として福祉避難所の役目を果たしてほしいというお願いをしてはいかがですか。その点を伺います。

二つ目に介護保険の問題で、ずっと検討しているとおっしゃるんですが、具体的な話がないんですね。単価を設定しないと事業者の方は困るじゃないですか。実際、これまでいろいろ質問したら、従来どおりです、従来どおりですとおっしゃるんですね。だから、現行相当のサービスしか29年は考えてないのかもしれませんが、それやったらそれで、そうはっきり言ってもらったらいいんですけど、もう京都市でも乙訓地方でも綾部とか北部でも、みんな単価は出ていますし、ほとんど横並びです。基準を下げたサービスというのでいくと、やっぱり単価も8割とかに下がってくるわけですね。そうすると、事業所の方では、それではやれへんというて、私そこはそれには参入しませんという、A型はやりませんというところが出てきたら、やっぱり受け入れられないということになってくるわけで、どこがやるのかと。じゃ、今までのプロの介護施設、介護事業所の方に、やってください、でも単価はA型になりますよというようなことは余計無理なわけで、近隣と大体合わせないけませんね。京田辺や城陽等とそういう話し合いはされてないのか、単価設定についての検討を今どこまで行っているのか、それはぜひお答えいただきたいと思います。

いろいろ答えてもらってないことがあるんですけど、基本チェックリストというのがあるわけですね。それで、包括支援センターに来はったら、それだけで総合事業該当ですよとか違いますよとかいうことになる可能性があるわけです。それは誰が判断するんですか。高齢者の方はそこへ行かなあかんわけですか。今までやったら、電話かけたらすぐ包括支援センターの方が来てくださって、次、じゃ、認定訪問調査いついつ行きますねとかって言って親切にやっていただいていたのでありがたいなと思うんですが、窓口へ行かなあかんのか、いや、窓口の方がやっぱり行って、どうやって、この人は認定にするのか、この人はチェックリストだけでいいのかという判断をするのは誰がやるんですか。そこもお答えがなかったので、お願いをしたいと思います。

それと、高齢者の交通安全の問題ですけれども、何かちょっと誤解があるかと思いますが、通学路等に進入規制というのは、何も年齢で進入規制せいなんて、そんな差別的なことは言うておりませんので、年齢による進入規制は無理って、そんな当たり前じゃないですか。幹線も難しいといっても、通学路は大体幹線道路を避けて設定をしておりますけれども、ゾーン30の

考え方とか、通学時間だけの一方通行ですとか、いろいろ考えられることはあると思うんです。高齢ドライバーがふえているのは事実だと思いますから、今、警察にデータがないということですが、それやったら、やっぱり今後の施策にとって必要なので、そういうデータをとって教えてほしいということもお願いしたらどうですか。質問が出ているわけだから、それを調査しようという時間はあったと思うんですけれども、ぜひ今後聞いてほしいんですけど、どうですか。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

まず避難所の関係でございますが、トイレにつきましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、直接トイレに体育館から行けるということ。防災訓練でもごらんいただいているかも知れませんが、簡易トイレも必要に応じて使える状況、水洗が使える状況であるかないかもありますので、そういうようなことも踏まえて、簡易トイレも準備をしているというふうなところでございます。答弁のとおりということでございます。

続きまして、福祉避難所の関係でございますけれども、こちら先ほどお答えしたとおり、本町の公共施設である福祉的なサービスを提供しているところを福祉避難所として開設するというふうにしておりますので、まずそこを十分に活用することが優先であるというふうに考えておりまして、それらの避難所を十分に機能させることができるよう検討するということが重要であると考えております。

あと、高齢者の安全運転の問題でございますけれども、具体的に警察の方に、そのご質問を頂戴したときに、そういう質問があるということを直ちに警察に照会しています。その中で、もう既に、井手町としてのみの75歳以上がないということでございます。田辺署管内ということもあろうかと思いますが、井手町のということはないということを言い切らしましたので、今後聞いても多分答えが返ってこないというふうに考えております。

それと、道路進入の関係でございますが、こちらについては通学路ということですので、井手小学校、多賀小学校、具体的に名前を挙げて警察に問い合わせをしております。そういう規制、年齢とは、75歳以上というご質問

でありましたので、年齢も念のために聞きましたけれども、あの府道をとめるということは、正直言うてそれはできないというふうな回答をいただいたということでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 介護保険総合事業への移行についての単価設定の状況と窓口対応についてのご質問についてですが、現時点でのことについては先ほどお答えさせてもらったとおりで、関係機関と現在調整しているところでもありますので、まだ結論が出ておりません。そういう状況でありますので、ちょっとお答えの方ではできません。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） 介護保険の方は、もう4月からと決まっていまして、事業所の方は井手町の方だけ受け入れているわけじゃないので、いろんな地域の方を受け入れていますから、話が進まないというのは非常に困られると思うんですね。それが、ひいては利用者の方にしわ寄せになる可能性があるわけですね。だから、早くそれは協議を進めてもらいたい。

それと、基本チェックリストだけで非該当とするのかと。ある自治体では、初回は全員認定申請はしてもらおうという自治体も、はっきり答弁したはるところもありますし、見たところ、この人は軽度やな、基本チェックリストだけで大丈夫やと見えても、専門性の高い訪問調査員が調査をしていただいて、介護が必要だということになるかもしれませんし、やっぱり現行のような、きちんと本人さんの介護が必要かどうかという状況を見きわめられる専門性の高い人に、落ちついた環境で、窓口でじゃなくて、ご自宅等、そういう落ちついた環境で、訪問調査と同じ形でまずはやってみよう、そういうことで対応してもらわないと、制度が変わったし、えらいぞんざいになったわと、簡単なチェックするだけで、「はい、あなた、10点」とか、「あなた、3点やからだめ」とか、そういうふうになったら、「何や保険、一生懸命保険料を払ってても、そういうところから外されるのか」ということになりますので、やはりその受け付けについては丁寧にやっていただきたいと、強く配慮を求

めて、質問を終わります。

議長（丸山久志）　これで一般質問を終わります。

次に、日程第５、報告第９号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第１８０条第２項に基づく報告事項ですから、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）

（報告第９号を朗読説明）

議長（丸山久志）　以上で報告第９号、専決処分の報告についてを終わります。

日程第６、報告第１０号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第１８０条第２項に基づく報告事項ですから、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）

（報告第１０号を朗読説明）

議長（丸山久志）　以上で報告第１０号、専決処分の報告についてを終わります。

この際、暫時休憩します。１３時より再開いたします。

休憩　午前１１時４４分

再開　午後　０時５８分

議長（丸山久志）　休憩前に引き続き、再開します。

午前中に行いました一般質問において、西島寛道議員の一般質問通告書中、議員名に誤りがありましたので、差しかえを配付させますので、よろしくお願いします。

日程第７、議案第４６号、平成２７年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、日程第９、議案第４８号、平成２７年度井手町多

賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの３件を一括議題といたします。

本３件に対する委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 岩田 剛決算特別委員会委員長。

４番（岩田 剛） ただいま議題となっております議案第４６号、平成２７年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件、議案第４７号、平成２７年度井手町水道事業会計決算認定の件並びに議案第４８号、平成２７年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件の３件につきまして、本決算特別委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る９月３０日の９月定例会におきまして、議会選出の監査委員を除く９名の委員をもって構成する決算特別委員会が設置され、議案第４６号から議案第４８号までの３件の決算認定の件が付託され、閉会中の継続審査となっていたものであります。本３件は、いずれも井手町における平成２７年度の予算執行実績や行政実績並びに行政全般について執行されました決算認定の件でございます。

本決算特別委員会は、去る１０月５日、６日の２日間にわたり招集いたしました、委員９名全員出席のもと、汐見町長以下、町関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われたところでございます。

決算審査では、一般会計の歳出の部から各款別に質疑を行った後に歳入の部の質疑を行い、次に、特別会計の質疑につきましては各会計別に歳入歳出全般にわたり質疑を行い、最後に総括質疑を行ってまいりました。

次に、審査内容の報告等に入りますが、議会選出の監査委員を除く全議員が委員となっておりますので、審査の過程で出ておりました質疑の内容等の報告及び討論の報告は省略させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、質疑並びに討論の終了後に、本案に対する採決を行ったところであります。

それでは、本決算特別委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

議案第４６号、平成２７年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、

多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件につきましては賛成多数をもって認定され、議案第４７号、平成２７年度井手町水道事業会計決算認定の件、議案第４８号、平成２７年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件の２議案につきましては、賛成全員をもちまして認定すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。

平成２８年１２月８日、決算特別委員会委員長、岩田 剛。

以上でございます。

議長（丸山久志） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 反対討論の谷田議員からお願いします。

９番（谷田 操） ９番、谷田 操です。

ただいま議題になっております議案第４６号から第４８号の３議案のうち、井手町一般会計決算、国民健康保険特別会計決算、後期高齢者医療特別会計決算、介護保険特別会計決算に反対の立場から、第４６号議案には反対、第４７号、井手町水道事業会計決算、第４８号、多賀財産区特別会計決算の２議案には賛成の立場で討論いたします。

安倍政権は、平和、民主主義、暮らしを破壊する暴走を続け、国会ではＴＰＰ、年金カット法案、カジノ法案と強行採決を繰り返しています。アベノミクス不況はいよいよ深刻化し、北陸新幹線やリニアなど、借金頼みの大型開発のばらまきと、社会保障の大改悪が狙われています。今こそ、国でも地方でも、格差をただし、税金の集め方と使い方、働き方を抜本的に改革することが求められています。その立場から、２０１５年度井手町決算は住民の願いに寄り添ったものとはなっていません。

町の基金総額は６９億円を超え、住民１人あたりに直すと８９万円ともなりました。働く人の実質賃金が下がり、年金が下がり、住民の流出、減少が続く中で、これまで住民が負担してきた税金を一人一人に有効に還元してこ

そ、国の悪政からの防波堤となる本当の地方自治と言えるのではないでしょう
うか。

井手町に住んでいてよかった、払った税金が暮らしに生かされていると実感
できる施策にスピード感を持って取り組むことができれば、行政は住民に愛
想を尽かされ、町の活気はどんどん失われていきます。

生活道路の拡幅を、側溝をつけてほしい、駅に駐輪場を、お墓にトイレや
駐車場を、カーブミラーを曇らないものに、学童保育料も2人目、3人目の
子供は減免を、給食費を無償に、保育の延長料はなくして、防災無線を各家
庭で聞けるように、町内循環バスを、買い物・通院に京田辺方面への足確保
を、国保税・介護保険料を下げしてほしい、若い世代が住める町営住宅をな
ど、住民のささやかで当たり前の願いには背を向けておきながら、最高の
決算が打てたと自画自賛する町長の感覚は、一般住民とはかなり乖離してい
るのではないのでしょうか。

歳入の面では、長年放置されてきた税や国保税の滞納が、町税で3,87
0万円、国保税で約5,000万円が、京都地方税機構から、徴収できない
として逆に移管されてきていることがわかりました。いま一度、法制度にの
っとってきちんと整理することが必要です。

マイナンバー制度は、膨大な個人情報をも国が一手に握るもので、情報漏れ
の不安が消えません。国民のプライバシーを危うくする仕組みづくりは許せ
ません。

教育問題では、2015年度、町内の小学校で重大ないじめ事件が発生し
ました。いじめ防止対策推進法に基づく有識者によるいじめ調査委員会を開
くことなく、校内のいじめ対策委員会の調査にとどめたのは、問題を外部に
出したくないという教育委員会の意向が働いたと思わざるを得ません。専門
家による附属機関を活用すべきでした。

学校には相変わらず産業医が選任されず、労働安全衛生委員会が設けられ
ていません。先月、町立学校の先生が若くして現職死亡されたことは痛恨の
きわみです。心からご冥福をお祈り申し上げたいと思います。教職員の健康
管理には特段の配慮をお願いしたいと思います。

貧困対策、子育て支援としての学校給食の無償化は有効です。決算審議の
中で、小・中学校合わせて徴収した給食の食材費は年間2,000万円弱と
わかりました。それだけあれば無償化が可能なのです。

学童保育も保育所に準じて、2人目、3人目の無償化を実施するべきです。

高齢者全般への外出支援として、タクシー券や交通費の補助を求めます。
あわせて、住民の買い物・通院・生活支援として、バスなどの移動手段を確保することは欠かせません。

国民健康保険会計に関しては、市町村から都道府県へと国保の運営主体の移行が進められようとしています。抜本的に国庫負担をふやさない限り、広域化だけでも未来はありません。特に、子供には全く収入がないのに、子供の数がふえれば均等割が人数分高くなるという今の国保税の仕組みは、子育て支援に逆行します。どうしても改善が必要です。

後期高齢者医療特別会計では、この制度のままでは、2年ごとに際限なく保険料が上がり続ける仕組みになっています。これまで低所得者に適用されていた特例軽減が廃止されれば、保険料は一気に2倍から10倍になる人も出てきます。もとの老人医療制度に戻した上で、年齢差別のない制度に改善するべきという立場で反対します。

介護保険制度は大幅な改悪が行われました。第1号被保険者の保険料は、低所得層で一定の引き下げと多段階化などの配慮はあったものの、ほとんどの保険料区分で7.2%から20%を超える値上げとなりました。基準月額 は制度開始時に2,641円だったものが5,052円と、1.9倍へと引き上げられました。介護報酬は引き下げられ、さらに要支援1・2のヘルパーサービスとデイサービスが介護給付から外され、2017年4月からは自治体の事業に移すことが決められました。ひとり暮らしで年金280万円以上、夫婦で346万円以上の世帯は、利用料が2割へと負担が倍増、特別養護老人施設への入所は要介護3以上でなければ入れないように改悪されました。その上、施設に入所した際の食費、居住費の軽減措置に資産による限定を設け、預貯金の通帳コピーまで求めるなど、改悪のオンパレードとなりました。保険あって介護なし、安上がりの介護押しつけは許せないという立場から反対です。

以上のような理由から、第46号議案に反対、第47号議案、第48号議案に賛成をいたします。

以上です。

議長（丸山久志） ほかに討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 村田忠文議員。

6 番（村田忠文） 6 番、村田です。

ただいま議題となっております平成 27 年度井手町一般会計決算並びに特別会計決算につきまして、認定すべきであるという賛成の立場から討論を行います。

平成 27 年度の日本経済を見ると、政府は引き続き、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策を推進してきました。

このような状況の中で、本町では、これまでから行財政全般にわたり点検、見直しを行い、持続可能な行財政システムの構築を目指し、事務事業の見直し等さらなる経営改革に積極的に取り組み、第 4 次井手町総合計画に掲げている「自然を守り、活かす」「人と、つながりを育てる」「暮らしを守り、活力をつくる」という三つの基本理念のもと、六つの基本目標に従い、限りある資源を各分野に重点的にかつ効果的に配分し執行されました。

また、国・府への要望などを積極的に行われ、財政の健全化に取り組まれた結果、平成 27 年度の一般会計の財政状況は、財政健全化審査意見書にもありますとおり、実質公債費比率はマイナス 1.2%、経常収支比率においても 80.7%と、前年度に引き続き京都府内の市町村で最もよい数値となっております。極めて高く評価するものであります。

歳入面においては、町税の徴収について、京都地方税機構との連携を図り、税の徴収に努め、国や府の補助制度を有効に活用するなど、ありとあらゆる面で歳入確保に努力されているところがうかがえます。

歳出面においては、経費全般の節減はもとより、限られた財源を創意と工夫により、積極的な施策の展開が行われています。

総務関係では、特別会計に関しては、財政運営の円滑化のため、公共下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、多賀地区簡易水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計などへの繰り出し、また、防災拠点としての機能の充実と住民サービスのさらなる向上を図るための庁舎等整備基金に 5 億円を積み立て、LED 照明整備、交通安全施設整備、JR 奈良線高速化・複線化第 2 期事業に対する補助金など、住民の要望に応えた評価できるものであります。

民生関係では、社会福祉協議会の活動費、障害者自立支援事業や障害者施

設通所交通費などへの助成、公共施設のバリアフリー整備、訪問入浴事業等の委託、敬老事業、老人クラブ活動費の助成や重度心身老人健康管理、福祉タクシー事業など、障害のある方や高齢者に対する数々の支援が実施されています。また、保育環境の整備事業として、子供3人目以降の保育料無料化や延長保育の実施、さらに保護者の子育てを支援するための子育て支援チャイルドシート等購入補助の実施や、中学校卒業までの医療費無料化など、子育て支援対策の一層の充実が図られています。

衛生関係では、住民の健康づくり、疾病予防のための各種保健事業の実施、環境対策として家庭雑排水や工場の排水による町内河川の汚濁防止のための水質検査、ごみの減量化・資源再利用のため、ごみの完全分別の実施など、住民からの要望に応えた事業が実施されています。

農林関係では、有害鳥獣駆除、豊かな緑と清流を守る森林整備などの事業が実施されています。

商工費では、町商工会振興事業や桜まつり支援事業、まちづくりセンター・野外活動センター管理、プレミアム商品券発行事業に補助や観光パンフレット作成、観光案内サイン改修などの事業が実施されています。

土木費では、町道1号線をはじめとする各道路の改良事業、下排水路改修、JR玉水駅周辺整備、駅舎デザイン等構想業務、山城多賀駅エレベーター整備、町営住宅長寿命化改修、玉川さくら公園の整備など、住民の生活を守る暮らしの周辺整備が多く実施されております。

消防費では、住民の防災意識の高揚と、災害に強い安全・安心なまちづくりのため、防災広報車の購入、消防車庫整備、防火水槽設置、防災マップ作成事務などの事業が実施されるとともに、自主防災組織や消防団と連携して災害を想定した防災訓練などが計画的に実施されており、評価すべきところが随所に見られます。

教育関係では、チャレンジ学習授業やジョイントアップ推進事業、泉ヶ丘中学校国際交流海外派遣事業、給食センター施設整備、読書通帳を導入した図書館情報システム機器更新など、教育施設の充実、環境整備や住民の文化・スポーツ活動に積極的に取り組まれております。

以上のように、歳出内容は、どこまでも住民の要望に最大限応えられるよう、行政が一丸となって努力されているところがうかがえます。その結果、一般会計では、歳入総額45億1,582万4,000円に対し、歳出総額

は４１億３１０万８，０００円、差し引き４億１，２７１万６，０００円で、翌年度へ繰り越すべき財源４，８３６万４，０００円を差し引いた実質収支額は３億６，４３５万２，０００円の黒字となります。これらの黒字決算を見るとときに、町長をはじめとして職員の方々の努力のたまものと高く評価するものであります。また、財政健全化審査意見書の健全化判断比率の四つの指標も極めて良好な数値であり、健全な財政運営に努められているところが見受けられます。

特別会計に関しても、少子高齢化が急速に進み、また財政状況が厳しい状況の中、大変努力していただいていることは高く評価するものであります。

ただ、１点気になるのは国民健康保険特別会計であります。国保会計は、被保険者数が年々減少しているにもかかわらず、医療給付費は年々増加しており、今後とも厳しい財政運営が続くと予想されます。本町のような小さな自治体では単独での運営には限界が来ていると思います。一日も早く広域連合による運営に切りかえるべく、最大限の努力をいただきたいと思います。今後とも、医療費抑制のため、後発医薬品等の適切な活用、定期健診の徹底に全力で取り組まれることをお願いしたいと思います。

以上のことから、平成２７年度一般会計並びに特別会計の決算認定に賛成をいたします。

以上です。

議長（丸山久志） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで討論を終わります。

これより、議案第４６号、平成２７年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長報告は認定するものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手多数です。したがって、議案第４６号は認定することに決定しました。

これより、議案第４７号、平成２７年度井手町水道事業会計決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手全員です。したがって、議案第47号は認定することに決定しました。

これより、議案第48号、平成27年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手全員です。したがって、議案第48号は認定することに決定しました。

日程第10、議案第54号、平成28年度井手町一般会計補正予算(第4回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章)

(議案第54号を朗読説明)

議長(丸山久志) 続いて、主な事業の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中村建設課長。

理事(中村秀一)

(主な事業の説明)

議長(丸山久志) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 3ページですが、債務負担行為が補正されておまして、当初より200万ふえているんですけれども、そのふえた理由。

それと、これは、一般廃棄物収集運搬委託については、ずっと随意契約で

同じ会社と契約していると思うんですけども、これで何年間ずっと随契ですか。かつては、ごみ収集の民間委託というのがそれほど多数行われていなくて、でも、今となったら、多数の会社がそういう収集の仕事に参入されておられますし、入札を行って機会の公平を図るべきだと思うんですけども、その辺のご検討はどうなっていますか。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） まず、私の方から基本的な考え方を答弁申し上げます。

まず、随意契約につきまして、谷田議員からご質問で、今後の検討ということをおっしゃっていますが、28年度の指名願に出されたのは1社でございます。それから、随意契約の結果で申し上げますと、本町の場合70%余りで推移をしまして、周辺自治体の調査を毎年実施しております、他の自治体については予算額の99から100%という形で推移されているということで、本町にとりまして大変有利な、そして実績のある安定した、住民生活に直接かかわりますので、支障のないような形でやっているところでございます。

あと、詳細については担当課長の方から答弁いたします。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

昨年度より200万増加した主な原因といたしましては、労務単価の上昇によります人件費分の増加というところの影響でございます。

あと、何年度からというところにつきましては、後ほどお答えさせていただきます。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 9ページですが、まず、社会保障・税番号制度システム負担金が278万ふえているんですけども、これはどういう変更をしたことによるのでしょうか。

それと、同じく9ページ、民生児童委員さんの活動費、人数がふえたので補正するという町長の提案説明があったんですけども、それぞれの地域ご

との新しい民生委員さんのお名前を教えてください。

それと、その下、臨時福祉給付金の経済対策分ということで2,990万余りということですが、今年度は高齢者分というのもありましたし、低所得、年金対象者分とか、そういうのもありましたし、3回目かと思うんですが、これは、今回は対象者はどういう方ですか、人数は何人になる予定ですか。これまでの給付金と対象が変わったりしているのかどうか、額は幾らになるのか、周知方法はどうしますか。

これまでの臨時給付金でも、大体、該当者と思われる方に申請書そのものを送ってもらったりしているんですけど、それを郵送でも受け付けているのか。持っていけないというような方も聞くんですけども、それはどういうふうにされていますか、今度はどうされますか。

以上です。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

私の方からは9ページの社会保障・税番号制度システム負担金でございますが、こちらは29年の7月から本格稼働いたしますマイナンバー制度に係りますシステムの準備ということで、町村会の方からそれに合わせたシステムを構築されておりまして、それに対する負担金ということで281万円を計上しているところでございます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

まず、民生児童委員の新しくふえた方を含めての地区ごとの方のお名前、読み上げさせていただくということでよろしいでしょうか。

玉水区、中谷 保さん、同じく玉水区、八幡朋子さん、玉水区、飯田あや子さん、水無区、杉山明昌さん、高月区、田中眞理子さん、上井手区、前田育子さん、田村新田区、南本宏昭さん、石垣区、有村博文さん、同じく石垣区、中坊恵美子さん、北区、松本佐知子さん、同じく北区、西田夢路さん、同じく北区、上島勝廣さん、同じく北区、林田 正さん、南区、中谷英輔さん、同じく南区、木村陽子さん、同じく南区、西島正道さん、同じく南区、

西島貴志子さん、東部区、八木真知子さん、同じく東部区、高田 勇さん、西部区、岩城喜和さん、南部区、八木 昇さん、同じく南部区、八木久美子さん、北部区、北澤圀彦さん、同じく北部区、奥田恭子さん、主任児童委員といたしまして小川成美さん、同じく主任児童委員といたしまして村田欣子さん、以上２６名の方となっております。

続きまして、臨時福祉給付金の経済対策分についてであります。これまでの臨時福祉給付金と同様の趣旨で支給されるものでありまして、今回の臨時給の対象者なんですけれども、平成２８年度臨時福祉給付金の支給対象者となっております。人数なんですけれども、１，８８０人を見込んでおります。金額なんですけど、１人当たり１万５，０００円の支給となっております。周知方法ですが、広報、ホームページにより広報活動の方をしてまいりたいと考えております。

これまでの臨時福祉給付金の受け付けなんですけれども、郵送でされる方もおられますので、郵送での受け付けも行っております。今回も同様に考えております。

以上です。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

９番（谷田 操） 今の答弁で、税番号システムの負担金、今までからあるんですよ、負担金は。だから、今回２７８万１，０００円ふえたのはどういう理由かと。何か新しいシステムがつけ加わったりしているのか、交付されるカードの枚数とかでふえたりとか、そういうことがあるのか、なぜこれがふえているのかということ聞いたんです。

それと、臨時福祉給付金の対象者ですけど、その臨時福祉給付金の対象者ですという答弁やったんですけど、それはどういう方なのか。今まで、今年度であれば２回ありましたね。その方々とは違う対象かと思うんですけども、どういう方ですかというのをお聞きします。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

このシステムのお金について、以前からあったから何か変えたんじゃない

かというお話であります。国の方からは逐一、マイナンバー制度に係るシステムをこうしなさい、ああしなさいという指示が、その都度まいります。それに合わせてシステムを構築していく必要がありますので、今年度分の費用で今回この負担金が発生したということで、今回、予算計上させていただいているところでございます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

平成28年度の臨時福祉給付金の対象者であります。こちらは市町村民税非課税の方が対象となっております。ですので、今度の経済対策分の臨時福祉給付金も、市町村民税が非課税の方が対象となります。

今年度支給しております高齢者の方向けの年金の臨給でありますとか、障害であるとかの遺族年金を受給されている方というのは、まず高齢者分につきましては、27年度の臨時福祉給付金の支給対象者のうち、28年度中に65歳以上になられる方が対象となっております。後半の年金の臨時福祉給付金は、平成28年度の臨時福祉給付金の対象者のうち、遺族年金や障害年金を受給されている方が対象となっております。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 貴重なお時間ありがとうございました。

先ほどの、何年度から収集運搬の業務委託がということでしたけれども、平成14年度から開始しております。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 福祉給付金の話で、だから、今年度、既に3万円もらわった人は、去年の対象者で65歳以上やった人ということですよ。この秋から支給しているのは、その3,000円の分は、遺族年金とか障害者年金とかをもらってはる人ということですか。それで3,000円をもらった人でも、今回もう1回この1万5,000円の対象になるということですか。それを確認したい。

それと、別の問題で、１１ページです。１１ページの町道の２９号線と３号線の道路の関係ですけども、当初予算のときに配られた図面と今配られた図面とが若干場所が違うんです。当初予算のときは、町道２９号線の方ですと、全体計画８００メートルのところ、全部線が引いてあって、用地買収等の費用というのが入っていたんです。だから、それはもう全部終わった。で、今回新たに、もう１回印をつけた、約半分ぐらいかと思うんですけど、そこが３７５メートル、今度はそれをきちんと道路として完成させるということなんですか。そこから先の、当初で組んだ分はもう終わってるんでしょうか。

それと、町道３号線ですが、町道３号線は、当初のときの図面は、この山勤のところまで全部線は引いてなかったんです。途中までしか引いてなくて、新四郎山グラウンドへ登る、ちょっと上のあたりまでしか線が引いてなかったんです。全体計画としては１，０００メートルやという説明はあって、６メートル５０の幅にしますよという話があったんですけども、これ、６メートル５０って、今回線が引いてあるところ、全部６メートル５０になるんでしょうか。大体は、谷側はもう広げられませんから、ほぼ山側を広げることでもいいのでしょうか。そこの下の方、住宅がありますので、６メートル５０に広げられるのかなという気がするんですが。

それと、この支援学校の工事は府がやることですがけれども、大塚という昔の古墳があるあたり、そこを学校にするわけですよ。土砂が、今も既に草を刈ったやつも全部置いてありますけど、あれ、また持って出はるわけでしょう。土砂をどうやって持って出はるのか、３号線をどんどんどん下ってきはるということですか。これ、まだ途中までしか２９号線できないわけですよ。３号線を、土砂をいっぱい積んだダンプが、府の工事がいつから始まるのか知りませんが、全部そっちへおろすということなのか、その土砂はどこへ持っていくのでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

３，０００円支給させていただいている分につきましては平成２８年度の臨時福祉給付金で、こちらの方は２８年度の市町村民税非課税の方に対してお出しさせていただいているもので、今回、経済対策分として出させていただきます１万５，０００円につきましては、３，０００円を受けていただい

ても、１万５，０００円を別でまた受けていただくことはできます。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 谷田 操議員のご質問にお答えします。

まず、町道２９号線でございます。当初予算で全体計画８００メートルということで、当初予算を使いまして、この夏ごろから現地立ち会い等々を実施しておりまして、今、この位置図から先につきましては、確定の作業中でございます。この位置図に明示している１番でございますが、所有者の皆さんの協力をいただきまして、用地買収が完了しておりますので、工事実施に入っていくべく、今回、この予算におきまして、伐採工事から入っていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、町道３号線の計画でございますが、当初計画では、今、谷田議員がおっしゃったとおり、６メートル５０ということで検討をしております。ただ、それは新四郎山の入り口までということで考えておりまして、今回、この２９号線の交点から山城勤労者福祉会館まで、これにつきましては、通学のバスも通るということで、計画としましては、全体計画、幅員９．５メートル、車道２車線の片側歩道で計画しておりまして、町道２９号線の計画と合わせております。

先ほど土砂等のご意見もございましたが、今回の工事につきましては、出てくる土砂等につきましては有効活用をしていきたい。当然、民地もございますので、土地の所有者の協力が必要でございますが、その道路をつくるのに、谷側にも、のり面の、仕上げていって、有効活用をできるだけしたいということで、ダンプでどんどん通るようなことは何とか、計画の中で進めていけないかと思えます。いずれにしても、協力をいただければ有効利用できませんので、いただけない場合につきましては、また、るる検討はしますけれども、ダンプでの搬出というようなことにもなりかねないというふうに考えております。今のところは有効利用していくということで進めているところでございます。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） だから、今の図面で言うたら②と書いてあるあたり、そこはすごく広がるわけですね、9.5メートルにすると。その下はどうするんですか。そちらの方が住宅とかがありまして、それ、どうなるんでしょう。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） ただいまの谷田 操議員のご質問にお答えします。

当初計画どおり、それより下側につきましては6メートル50で改修したいというふうに考えています。

以上です。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第54号、平成28年度井手町一般会計補正予算（第4回）を採決します。

議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第55号、平成28年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 小川保健医療課長。

理事（小川淳一）

（議案第55号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第５５号、平成２８年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第３回）を採決します。

議案第５５号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第５５号は原案のとおり可決されました。

日程第１２、議案第５６号、平成２８年度井手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 小川保健医療課長。

理事（小川淳一）

（議案第５６号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第５６号、平成２８年度井手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１回）を採決します。

議案第５６号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員であります。したがって、議案第５６号は原案のとおり可決されました。

日程第１３、議案第５７号、平成２８年度井手町介護保険特別会計補正予算（第２回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝）

（議案第５７号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第５７号、平成２８年度井手町介護保険特別会計補正予算（第２回）を採決します。

議案第５７号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第５７号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

なお、次回は１２月１６日午前１０時から会議を開きます。

散会 午後 ２時０２分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 丸 山 久 志

署名議員 岩 田 剛

署名議員 中 坊 陽

署名議員 谷 田 操